

【 災害時の燃料供給体制について 】

次に、災害時の燃料供給体制について伺います。

国においては、一般の避難者・被災者の方々が給油できる拠点を整備する必要性、また、東日本大震災における石油供給に係る教訓として、地域における石油製品サプライチェーンの災害対応力強化が重要という認識のもと、導入費用を補助する制度を創設し、自家発電設備、大型タンク等を備えた石油製品の供給拠点として、『住民拠点SS』や『中核SS』を指定し、災害発生後も給油を継続し、緊急車両に対して優先給油する体制整備を図っております。

道における、防災関係の協定締結一覧では、平成23年12月28日に災害時における、石油類燃料等に関する協定を『北海道石油業協同組合連合会』と結んでおります。

2018年9月6日に発生した『胆振東部地震』では、道内全域で大規模停電（ブラックアウト）が発生した際には、ガソリンスタンドに給油を求める多くの車の列ができておりました。燃料供給には自動車のほか、医療施設、福祉施設、学校関係など、自家発電設備用の燃料の確保に大変苦慮されたと関係者からお聞きしています。

その教訓から、私の地元・帯広市では、中核スタンドにおいて、毎年開催される防災訓練時には、マグネット式の災害時優先車両用のステッカーを貼り、優先

車両の給油訓練をしています。

平成 30 年 7 月の豪雨災害や胆振東部地震の教訓から、北海道の災害時における燃料備蓄体制と燃料供給体制の現状と考え方について伺います。

国の地震調査研究推進本部が平成 29 年 12 月に公表した『千島海溝沿いの地震活動の長期計画』では、今後 30 年以内に北海道東部に巨大な被害を及ぼす恐れがある 17 世紀型の超巨大地震の発生が切迫している可能性が高いと評価していることから、備えを強化しなければなりません。

和歌山県では、令和 2 年 12 月に『どこでもスタンド』を納入しています。大規模津波被害が発生した際に、被災する可能性の高い津波浸水想定地域内にある中核給油所の代替え設備として、移動式給油機『どこでもスタンド』を資源エネルギー庁の補助事業を活用し、5 台整備しています。過去の大規模災害時の際に、緊急車両への給油が困難になった事例があるため、災害対応に支障がないよう、導入を決めたとのこと。

普段は、配備場所の倉庫に保管し、津波など大規模災害が発生し、ガソリンスタンドが被災した際に、駐車場などに設置する。移動可能なため、局地的な被災があった場合などには、設備を集中させることも可能。警察車両や救急車、消防車、自衛隊車両、物資輸送車、公用車などに使用するとのことですが、同様の取組は、北海道の災害対策上必要と考えますが、道の見解を伺います。

(答弁：経済部長)

・道内には、一つの製油所と、複数の油槽所があり、災害時にも対応できる十分な在庫が確保されているが、胆振東部地震の際には、大規模停電により、一部の油槽所で燃料が出荷できなかつたほか、大半のガソリンスタンドで営業が困難となったり、病院など重要施設からの燃料供給要請を事業者に連絡できなくなるなど、大きな混乱が生じたことから、非常時の電源の確保や連絡体制の整備などが課題であると認識。

・このため、道では国とも連携し、ガソリンスタンドの自家発電設備の整備を支援したほか、災害時の燃料供給等に関し協定を締結している北海道石油業協同組合連合会などと、重要施設について情報共有を行うとともに、災害時を想定した燃料供給要請の訓練を実施しているところ。

・また、和歌山県では、災害時に緊急車両等へ優先的に給油をお紺会う『中核SS』が津波浸水想定地域内にあることから、その代替え設備として、移動式給油機を整備したと承知しており、

・道としては、今後ともこうした先進事例の情報収集などを行いながら、本道の特性に応じた燃料供給体制の充実を図り、災害時における安定的な燃料供給の確保に努めてまいる。